

鈴鹿市小規模修繕工事等契約希望者登録要綱（平成18年1月23日告示第12号）

最終改正:令和3年3月3日告示第31号

改正内容:令和3年3月3日告示第31号〔令和3年4月1日〕

○鈴鹿市小規模修繕工事等契約希望者登録要綱

平成18年1月23日告示第12号

改正

平成22年3月17日告示第56号
平成26年8月29日告示第211号
平成30年2月16日告示第22号
令和3年3月3日告示第31号

鈴鹿市小規模修繕工事等契約希望者登録要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、小規模修繕工事等を発注するに当たり、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「小規模修繕工事等」とは、市が発注する工事（別表に掲げる業種に係るもの）のうち、その内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の予定価格が30万円以下のものとする。

（登録資格）

第3条 小規模修繕工事等の契約を希望する小規模事業者は、市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であり、かつ、市内において引き続き2年以上営業を行っている者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- （2）鈴鹿市契約規則（昭和41年鈴鹿市規則第18号）第3条第4項に規定する入札参加資格者名簿のうち建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に係るものに登録されている者
- （3）受注する業種を履行するために必要な資格又は許可を有しない者
- （4）国税及び市税を滞納している者
- （5）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者

（申請）

第4条 前条の小規模事業者は、小規模修繕工事等契約希望者登録申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（契約希望者の登録）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者を契約希望者として登録するものとする。

（登録事項の変更等）

第6条 契約希望者は、登録事項を変更し、又は事業を廃止したときは、小規模修繕工事等契約希望者登録事項変更届（第2号様式）を速やかに提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、契約希望者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該契約希望者の登録を取り消すことができる。

- （1）小規模修繕工事等の履行が不可能であると認められるとき。
- （2）第3条に規定する契約希望者としての資格を欠くと認めるとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

（有効期間）

第8条 第5条の規定による登録の有効期間は、契約希望者の名簿が作成された日から次の契約希望者の名簿が作成されるまでの間とする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年3月17日告示第56号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成26年8月29日告示第211号）

この告示は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成30年2月16日告示第22号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月3日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に改正前の各告示の規定に基づいて調製した様式で現に残存するものは、この告示の施行の日以後においても、当分の間、なお使用することができる。

別表（第2条関係）

小規模修繕工事等に係る業種及び工事内容

番号	業種	工事内容
1	土木一式	道路(側溝等)、下水(マンホール等)及び水路、護岸等の修繕
2	建築一式	建物等の修繕
3	大工	大工、型枠及び造作
4	左官	左官、モルタル、モルタル防水、吹き付け、研ぎ出し及び洗い出し
5	とび、土工、コンクリート	コンクリートブロック据付け、くい打ち、くい抜き、掘削、盛土、コンクリート工事、ネットフェンス工事及び法面処理
6	石	石積み
7	屋根	屋根ふき
8	電気	送配設備工事、構内電気設備工事及び照明設備工事
9	管	空調設備工事、給排水に係る工事、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、ガス配管工事、冷暖房設備工事及びダクト工事
10	タイル、れんが、ブロック	コンクリートブロック積み、れんが積み及びタイル張り
11	鋼構造物	鉄骨及び石油等貯蔵用タンクの設置
12	鉄筋	鉄筋の加工及び組立て
13	舗装	アスファルト舗装及び砂利舗装
14	しゅんせつ	港湾等のしゅんせつ
15	板金	板金の加工及び取付け
16	ガラス	ガラスの加工及び取付け
17	塗装	塗装
18	防水	アスファルト防水、モルタル防水、シーリング及びシート防水
19	内装仕上げ	天井仕上げ、壁張り、内装間仕切り、床仕上げ、畳工事、ふすま工事、カーテン工事及びブラインド工事
20	機械器具設置	各施設機械器具の設置
21	熱絶縁	熱絶縁
22	電気通信	電気通信線路設備工事、電気通信機械設備工事及び放送機械の設置
23	造園	植栽、公園設備工事、園路工事及び伐採
24	さく井	さく井及び揚水設備工事
25	建具	サッシ工事、シャッター工事及び建具工事
26	水道施設	取水施設関係工事、浄水施設関係工事、排水施設関係工事及び下水処理設備工事
27	消防施設	火災報知設備工事
28	清掃施設	ごみ処理施設関係工事
29	解体	工作物解体